

令和4年度 アジア富裕層向け広告出稿にかかる業務委託事業者選定（プロポーザル方式）
企画審査会実施要領

1 目的

東京都（以下「都」という。）及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、更なる訪都旅行者数の増加及び観光消費額の拡大を図るため、滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する富裕層の誘致に向けて、プロモーション活動を実施している。

これまで注力してきた欧米豪市場に向けたプロモーションに加え、本事業では新たにアジアの富裕層をターゲットとして雑誌媒体等で広告出稿を行う。アジアにおける富裕層は既に東京に対する旅行先としての認知が高く、訪都経験もある場合が多いことを踏まえ、ターゲット層の特徴に合わせた広告展開を実施することで、アジアからの更なる富裕層旅行者誘致に繋げるものとする。

標記委託業務における企画内容が最も優れた委託事業者を採用するため、プロポーザル方式で募集し、企画審査会を実施する。

2 委託内容

仕様書のとおり

3 事業提案上限額

金 20,000,000円也

※上記金額は、消費税等諸税を含まない総額とする。

※参考として、消費税等を含めた税込金額を見積書の備考欄等に記載すること。

4 契約の履行期間

令和4年8月3日（水）から令和5年3月31日（金）まで

5 選考について

選考については以下の手順及び日程で行う。

※（7）を除き、全てビジネスチャンスナビ（以下「BCN」と言う。）を通じて行う。

（1）公募開始及び希望申出受付開始

令和4年7月7日（木）

希望申出方法については、TCVBのホームページにて契約情報を参照のこと。

- (2) 公募締切
令和4年7月13日(水) 正午
- (3) 企画審査会への指名通知
令和4年7月14日(木)
※指名通知の対象事業者には、別途「東京都が目指すべきターゲット像」及び「アジア富裕層市場のターゲット像」等の資料を支給する。
- (4) 質問の受付期間
令和4年7月14日(木) から7月19日(火) 正午まで
- (5) 質問への一斉回答
令和4年7月20日(水) (予定)
- (6) 企画提案書及び見積書の提出期限
令和4年7月28日(木) 正午まで
※データはBCNを通じて提出のこと。
- (7) 企画審査会の開催
令和4年8月2日(火) (時刻については別に定め、後日通知する)
- (8) 審査結果の通知
令和4年8月3日(水)

6 企画審査会について

- (1) 実施日
令和4年8月2日(火)
- (2) 実施方法
Zoomを使用したオンライン審査会(予定)
応募者(1社3名以内)のプレゼンテーションとする。
- (3) 実施時間
実施日時、その他詳細については、指名通知後に別途事務局よりメールで連絡する。

7 企画審査会に必要な提出物と提出方法

下記に示すものを、BCNを通じデータで提出すること。

- (1) 提出物
 - ア 企画提案書
企画提案書は、A4サイズ(横)とし、各頁番号を明記すること。タイトルは、「令和4年度 アジア富裕層向け広告出稿にかかる業務委託」とし、以下の順・項目に従い作成すること。
 - (ア) 企画全体概要
 - (イ) 全体スケジュール(広告掲載に向けた進行スケジュールも含む)
 - (ウ) 会社概要、実施体制(TCVBとの連絡窓口・体制図含む)、業務フロー

- ・業務遂行にあたる再委託先または協力先も全て記載し、それらがグループ会社以外の場合は社名等も明記すること。
 - ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得している場合は、認証書類の写しを会社概要記載ページに必ず含めること。（再委託先・協力先についても同様）
 - ・上記認証を取得していない場合は、機密情報の管理体制について記載すること。
- (エ) 掲載媒体の提案（媒体名、特性、リーチ数等。2次利用可否についても記載）と、市場特性に合わせた媒体の選定理由や、主なターゲット層を記載すること。
- (オ) 各媒体における掲載内容案。都内の固有の観光施設等を取り上げる場合は、掲載施設案も含むこと。
- (カ) インタビュー形式の記事広告におけるインタビュー相手の候補案及び掲載内容案
 ※詳細は、仕様書6（2）イを参照すること。
- (キ) 広告出稿と合わせて実施するプロモーション手法
- (ク) 適切な効果検証の測定方法及び、各施策において目標とする指標
- (ケ) アピールできる強み及びこれまでの類似活動実績

イ 見積書

- (ア) 仕様書の項目別の内訳及び見積総額を記載すること。
- (イ) 見積総額は消費税等諸税を含まない総額とし、参考として、消費税等を含めた税込金額を見積書の備考欄等に記載すること。
- (ウ) 人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係るすべての費用を含むこと。
- (エ) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。キャンセルポリシーが定められている手配事項がある場合、その条件を見積書の備考欄等に明記すること。
- (オ) 見積書（データ）とは別に、見積金額（税抜）を期限までに BCN の所定欄に入力すること。

(2) 提出方法・提出体裁

ア データの提出方法

次に指定のあるものを除き、自社名及びロゴマーク等、事業者名を推測できる記載は一切しないこと（PDF データのプロパティ情報含む）。ただし、業務にあたって

の再委託先、協力先がグループ会社以外の場合は、提案書（社名あり・なし）に全て明記すること。

	提出物	社名記載なし	社名・押印あり	提出方法
①	企画提案書	1部	1部	PDFデータをBCNを通じて提出すること
②	見積書	1部	1部	
③	上記①②を1つにまとめたもの	—	1部	

イ 書面の宛先

宛先は公益財団法人東京観光財団理事長宛とする。

(3) 注意事項

提出期限までにBCNでのデータ提出、見積金額の入力がない場合は、企画審査会への参加を辞退したものとみなす。なお、印刷物の郵送や持参は不要とする。

8 選考方法

企画審査会においては、TCVBが別途定める「令和4年度アジア富裕層向け広告出稿にかかる業務委託企画審査会実施要領」の審査方法及び審査表に基づき選考を行う。

評価基準については、下記のとおりとする。

(1) 実施体制、スケジュール等

- ・事業全体の運営・管理体制は適正かつ効果的に履行できる体制になっているか。また、感染症の状況や渡航規制等を踏まえ、臨機応変に対応できる体制が整っているか。
- ・アジア富裕層旅行者に東京の富裕層向け旅行地としての魅力を伝えられるよう、必要な知見や技術等を有する者を含めた実施体制が構築されているか。
- ・業務すべてが計画的且つ迅速に進められるスケジュールとなっているか。

(2) 広告媒体及び手法

- ・各媒体は、本事業の目的と訴求対象を踏まえ、適切に選定されているか。
- ・媒体により4市場（中国、台湾、香港、シンガポール）全てに出稿するものや、中国本土向けに絞った媒体と組み合わせる等、4市場に対し網羅的にリーチが可能な提案となっているか。また、媒体特性に応じ主にリーチ可能なターゲット層が設定されているか。
- ・広告出稿に合わせて実施することで効果が見込めるプロモーションとして、適切な手法が提案されているか。

(3) 記事広告の掲載内容案

- ・掲載内容案は媒体特性やターゲットに適したものであり、アジアにおける富裕層旅行者の志向・関心やニーズ等に関する十分な分析に基づいて提案されているか。
- ・掲載内容及び、都内の固有の観光施設を取り上げる場合は、アジアにおける富裕層旅行者に対し訪都意欲喚起につながるような魅力的な内容になっているか。

- ・インタビュー形式の記事広告において、ターゲットへの訴求力があり訪都意欲喚起につながるようなインタビュー対象及び掲載内容となっているか。

(4) 効果検証及び実施方法

効果検証の適切な測定方法が提案されているか。また、効果検証の指標は適切かつ現実的な数値等が設定されているか。

(5) その他

- ・アジア富裕層向けの類似活動実績があるか。
- ・提案価格は妥当か、経費内訳それぞれに妥当性はあるか。
- ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証、または一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証を取得しているか。

9 選考結果の通知について

全ての応募者に対し、選考結果を BCN を通じ通知する。なお審査内容にかかわる質問については一切受け付けない。

10 質問等

仕様書及び委託事業選定に関する質問については、質問受付期間中に BCN を通じ受け付け、事務局で取りまとめたうえで指名通知を受けた全ての事業者に対し、BCN を通じ一斉に回答する。

11 その他

- (1) 企画提案応募に係る費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類等に関しては一切返却しない。
- (3) 企画審査会の当日開始時刻に遅れた場合は失格とする。
- (4) 応募を辞退する場合は、提出物の提出期限前日までに BCN にて辞退の手続きを行うこと。
- (5) 応募者が仕様書に定めのない事項について提案し、その企画が採用された場合、応募者は当該企画を提出した見積の範囲内で実施することとし、またその実施内容を別途特記仕様書に定めるものとする。

12 問い合わせ先

公益財団法人東京観光財団 観光事業部（担当：村田、小西）

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

電話：03-5579-2683（月～金 午前9時～午後5時（祝日を除く。））

FAX：03-5579-2645